

## 仕様書

### 1. 件名 照明装置整備

### 2. 概要

本件は、庁舎内既存照明装置(オートリフター)の整備を行うものである。

### 3. 履行場所

福岡県京都郡苅田町港町 28-2

### 4. 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日までとする。閉庁日昼間の履行を予定しているが、履行日は当局担当者と協議を行うこと。

### 5. 作業内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	備考
照明装置整備		式	1	既存照明装置撤去、処分、天井補修含む

### 6. 検査

本仕様書のとおり履行されたことの確認をもって検査とする。

### 7. 支払方法

検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う

### 8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により当局担当者に報告すること。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当局担当者と協議を行うこと。

## 9. その他

- (1) 庁舎等の内装及び設備等に損傷・汚損等を与えないよう十分注意するとともに、必要箇所の養生を行うこととし、庁舎等に損傷・汚損等を与えた場合は、供給者の負担により原形に復旧するものとする。
- (2) 供給者は、周辺地域に損害を与えないよう騒音、振動、粉塵等に留意し搬入・組立・設置等を行うものとする。
- (3) 作業の際に発生する撤去材については、廃棄物処理法等の関係法令に基づき、適法・適切に処分するものとする。また、撤去に関して、産廃マニフェスト等必要な証明書を提出すること。
- (4) 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、当局担当者と供給者で協議を行うものとする。

別紙



照明装置(1)



照明装置(2)